

高崎市八幡町

JR信越線群馬八幡駅／約370m

<販売価格>

953万円

4DK+2S 中古住宅

土地約73.31坪・建物約34.56坪



物件概要

所在地：高崎市八幡町477-6他2筆
土地面積：242.38㎡ (約73.31坪)
地目：宅地 雑種地
都市計画：第一種住居
建築率：60%
容積率：200%
接道：南道路約4.0mに間口約8.3m
建物構造：木造瓦葺2階建
建物面積：114.26㎡ (約34.56坪)
：1F73.7㎡ 2F40.56㎡
取り：4DK+2S
年：1983年8月新築 (築42年)
築設備：公営水道・下水道・プア
車場：
考：確定測量済、クニニグは売主
：洪水浸水想定区域0.5m～
：3.0m未満、現況有姿
：登記簿面積売買

近隣情報

八幡小学校 約870m
豊岡中学校 約1620m
やわたクリニック 約230m
ジョイフーズ 約850m

ポイント：国道18号・環状線のアクセスも良く駅近物件！

一般社団法人/群馬県宅地建物取引業協会会員 宅地建物取引免許/群馬県知事(15)第744号

創業55年
総合不動産業

株式会社 榛名土地 027-343-3335

〒370-0883 群馬県高崎市八幡町1268-9 営業：AM9:00～PM6:00 土・日営業/水曜定休・祝祭日休

- 取引形態 専任媒介
- 手数料 3%+6万(別途消費税)
- 情報公開日 2025.10.7
- 担当 富沢

ホームページ <http://www.harunatochi.com>



2025/07/18 09:12 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年3月6日	不動産番号	0704000396916
地図番号	余白		筆界特定	余白	
所 在	高崎市八幡町字高田				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
477番7	宅地	151:81		477番1から分筆 〔昭和57年3月31日〕	
余白	余白	118:58		③477番7、477番17に分筆 〔昭和57年6月28日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年3月6日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和57年7月3日 第17327号	原因 昭和57年6月30日売買 共有者 高崎市八幡町477番地6 持分3分の2 青 木 富 太 郎 高崎市八幡町477番地6 3分の1 青 木 雅 栄 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年3月6日
2	青木雅栄持分全部移転	令和6年7月29日 第24414号	原因 令和4年2月28日相続 所有者 群馬県高崎市八幡町477番地6 持分3分の1 青 木 富 太 郎

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2025/07/18 09:12 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年3月6日	不動産番号	0704000396915
地図番号	余白		筆界特定	余白	
所 在	高崎市八幡町字高田				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
477番6	宅地	121:08	:	477番1から分筆 〔昭和57年3月31日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年3月6日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和57年7月3日 第17327号	原因 昭和57年6月30日売買 共有者 高崎市八幡町477番地6 持分3分の2 青 木 富 太 郎 高崎市八幡町477番地6 3分の1 青 木 雅 栄 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年3月6日
2	青木雅栄持分全部移転	令和6年7月29日 第24414号	原因 令和4年2月28日相続 所有者 群馬県高崎市八幡町477番地6 持分3分の1 青 木 富 太 郎

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2025/07/18 09:13 現在の情報です。

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成15年3月6日	不動産番号	0704000394318
所在図番号	余白				
所 在	高崎市八幡町字高田 477番地7、477番地6			余白	
家屋番号	477番7			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階	73:70	昭和58年8月8日新築	
		2階	40:56		
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年3月6日	
			:		
			:		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和58年9月14日 第23756号	所有者 高崎市八幡町477番地6 青木富太郎 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年3月6日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。